

33 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

1 基本情報

所在地	仙台市若林区卸町五丁目1番8号			代表者	会長 松川 孝行			
電話	022-283-5130	ファックス	022-782-3360	ホームページ	http://www.m-seikabutu.jp/			
設立	昭和43年9月2日	改革分類	改善支援団体	県担当課	農政部 園芸推進課			
出資等の状況	第1位	宮城県 (41.5%)	第2位	全農宮城県本部 (27.3%)	第3位	県内市町村(34) (18.1%)	その他	県内JA(10) (13.1%)
		172,000 千円		113,000 千円		75,060 千円		54,020 千円
設立目的(定款等)	宮城県内で生産される主要青果物について、組織的計画生産及び共同出荷を推進するとともに、生産意欲の向上と生産の安定的拡大を図るための事業を行い、県産青果物の安定供給による国民消費生活の安定と本県の地域経済を支える農業の持続的発展に寄与する。						出資等総額	414,080 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1	一般青果物価格補償事業	23,320	20,364	40,834	卸売市場の販売価格が著しく低迷した、当該事業の対象となる品目について、補給金の交付を行うもの。
	全体事業に占める割合	91.7%	97.4%	77.7%	
事業2	指定野菜価格安定対策事業	2,025	461	11,734	卸売市場の販売価格が著しく低迷した、当該事業の対象産地の対象品目について、補給金の交付を行うもの。
	全体事業に占める割合	8.0%	2.2%	22.3%	
事業3	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	78	79	0	卸売市場の販売価格が著しく低迷した、当該事業の対象産地の対象品目について、補給金の交付を行うもの。
	全体事業に占める割合	0.3%	0.4%	0.0%	
その他の事業	全体事業に占める割合				
	全体事業費	25,423	20,904	52,568	指定管理者
全体割合	100.0%	100.0%	100.0%		

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
県内産青果物の消費者への安定供給を図るため、行政・関係機関と連携を図りながら、①制度の啓発と加入促進、②資金造成と適正な管理、③補給金の迅速で適正な交付、④指定野菜事業の受託や国庫補助事業の実施による収益性の改善などに努め、国民消費生活の安定と生産農家の持続的発展に資するとともに、園芸生産基盤の確保と再生産意欲のある担い手の育成に貢献していくものとする。	県が目標として掲げる園芸産出額の増加に向け、団体が実施する事業により、生産農家の経営の安定及び県内産青果物の消費者への安定供給に資することを期待する。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
価格補償制度の啓発と加入促進のため、県の指導をいただき、チラシを作成・配布し加入促進に努めた。 指定野菜事業の受託および補助事業の事務支援事業の実施、補給金交付について業務方法書等に基づく適正な事務処理を遅延なく行った。	例年開催している価格補償制度の説明会のほか、チラシの配布、制度加入の2次募集、JAや法人への訪問による個別ケースに合わせた制度加入の説明を行うなど、同制度への加入促進に精力的に取り組んだ。また、各種事業について適正な事務処理を遅延無く行うなど、生産農家の経営安定等に資する役割を担ったと考える。 今後は、価格補償制度の見直しなどにより、更に制度の加入促進を図り、引き続き、生産農家の経営安定等が図られるよう、必要な助言を行っていく。

(3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標	
イ	組織運営の健全性 ※1	コンプライアンス規程(令和元年5月策定)に基づき、コンプライアンスの確保に取り組んでいる。 当協会独自のホームページ上で事業内容や財務情報を開示している。 組織運営では、関係機関から助言をいただき、更なる健全化に向けて協議を継続している。	組織の体制、事業内容に応じ、組織統制、コンプライアンスに関する規程等は十分整備されている。 事務局員が1名であることから、今後、内部統制に関する取組の実施、BCPを作成するなど、より組織の運営の健全化が図られるよう、必要な助言を行っていく。	B
ロ	財務の健全性 ※1	収益源である長期預り金の運用益の低下は続いているが予約数量申込事務負担金の改定および補償基準価格の改定による補給交付額の増加、従事職員の事務負担金等の削減により、当期経常増減額はプラスに転じた。 今後も引き続き、予約数量の拡大および補給交付額が増える制度への仕組みの改善に向け、県と協議を継続する。	制度の見直しや経費の削減に對し着実に取り組み、当期経常増減額がプラスに転じたことを評価する。今後も、低金利が続くと見込まれることから、長期預り金の運用益の減少を見越し、当期経常増減額のプラスを維持出来るよう、予約数量の拡大に向けた制度の見直しに向け、必要な助言を行っていく。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	コンプライアンス規程の内容の充実を図っていく。農業共済組合で行っている収入保険との兼ね合いもあるが、未加入者への加入促進や加入しやすい価格補償制度への改善に向け、県と協議を継続し、財務の健全化の取組を進める。	コンプライアンス規程の充実を図るとともに、当期経常増減額のプラスを維持出来るよう、引き続き、価格補償制度への加入促進に向けた同制度の見直しを図るために必要な助言を行っていく。	総合評価 B	

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	633,809	623,616	598,266	△ 25,350
	流動資産	5,745	5,338	20,322	14,984
	固定資産	628,064	618,278	577,945	△ 40,333
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	589,850	583,198	557,385	△ 25,813
	流動負債	173,372	166,446	140,349	△ 26,097
	固定負債	416,478	416,752	417,037	285
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	43,959	40,418	40,881	463
指定正味財産	0	0	0	0	
一般正味財産	43,959	40,418	40,881	463	
正味財産増減計算書	経常収益	200,267	191,206	194,836	3,630
	うち事業収益	195,567	186,668	187,681	1,013
	経常費用	203,690	194,746	194,373	△ 373
	うち管理費	1,673	1,577	1,244	△ 333
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,424	△ 3,541	463	4,004
	当期経常増減額	△ 3,424	△ 3,541	463	4,004
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 3,424	△ 3,541	463	4,004
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
当期正味財産増減額	△ 3,424	△ 3,541	463	4,004	
県の財政的関与	補助金	5,218	4,427	5,298	871
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	5,218	4,427	5,298	871
	総収入 ※3	200,267	191,206	194,836	3,630
	総収入に対する補助金等割合	2.6%	2.3%	2.7%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 (なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	6.9%	6.5%	6.8%	0.3%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	3.3%	3.2%	14.5%	11.3%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-1.7%	-1.9%	0.2%	2.1%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	0.8%	0.8%	0.6%	-0.2%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	13 (0)	13 (0)	13 (0)	平均年齢	-			
職員	常勤職員(※4)	2	2	2	平均年収 (千円)	-			
	プロパー職員	1	1	1	常勤職員(プロパー)				
	県OB	0	0	0	平均年齢	1名のため非公開			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	1名のため非公開			
	上記以外の職員(※5)	0	0	0					
障害者雇用の状況(※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

3 3 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

<組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価		
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0	0
			② 8項目以上整備	1	
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■	
			役員報酬規程	■	
			職務分掌規程	□	
			会計規程	■	
			契約規程	□	
			決裁規程	■	
			給与規程	■	
			退職手当規程	■	
施設等の管理規程	□				
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0	2
			② 1～2点	1	
			③ 3～4点	2	
			④ 5点以上	3	
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■	
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□	
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□	
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■	
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□	
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	□	
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□	
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□	
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□				
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0	1
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的な指導を受けている）	1	
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2	
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0	0
			② 登用している。	1	

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	0
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
合計（10点満点）				5	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考 指標
<p>コンプライアンス規定（令和元年5月策定）に基づき、コンプライアンスの確保に取り組んでいる。</p> <p>当協会独自のホームページ上で事業内容や財務情報を開示している。</p> <p>組織運営では、関係機関から助言をいただき、さらなる健全化に向けて協議を継続している。</p>	<p>組織の体制、事業内容に応じ、組織統制、コンプライアンスに関する規程等は十分整備されている。</p> <p>事務局員が1名であることから、今後、内部統制に関する取組の実施、BCPを作成するなど、より組織の運営の健全化が図られるよう、必要な助言を行っていく。</p>	B

<参考指標>
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

33 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法 人の継続に支障がない状態を保って いるか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。 または、3期の当期正味財産増減額におけ る減少額の平均が、正味財産合計額（指定 ＋一般）の10%以上	0	3
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナ スだが、3期の当期正味財産増減額におけ る減少額の平均が、正味財産合計額（指定 ＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正 味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正 味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の 一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していな いか。 経常損益は連続で赤字を計上してい ないか。	①3期連続減少又は赤字	0	
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	0
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株 主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負 債 × 100]	①下記以外	0	0
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合 = 補助金等合計 ÷ 総収入 × 100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上 ②①又は③以外 ③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	0	1
			1	
			2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%) = (長期借入金 + 短期借入金) ÷ 資産合計(総資産) × 100]	①下記以外 ②当期 ≤ 前期、又は当期 ≤ 前々期 ③当期 ≤ 前期 ≤ 前々期、又は当期借入金なし	0	2
			1	
			2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり ②累積なし	0	2
			2	
合計(13点満点)				8

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
<p>収益源である長期預り金の運用益の低下は続いているが、予約数量申込事務負担金の改定および補償基準価格の改定による補給交付額の増加、従事職員の事務負担金等の削減により、当期経常増減額はプラスに転じた。</p> <p>今後も引き続き、予約数量の拡大および補給交付額が増える制度への仕組みの改善に向け、県と協議を継続する。</p>	<p>制度の見直しや経費の削減に対し着実に取り組み、当期経常増減額がプラスに転じたことを評価する。今後も、低金利が続くと見込まれることから、長期預り金の運用益の減少を見越し、当期経常増減額のプラスを維持出来るよう、予約数量の拡大に向けた制度の見直しに向け、必要な助言を行っていく。</p>	B

<参考指標>
合計点が
11~13点の場合：A(概ね良好)
7~10点の場合：B(改善の余地あり)
3~6点の場合：C(改善措置が必要)
0~2点の場合：D(大いに改善措置が必要)

団体番号	33	団体名	公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会	県主務課	農政部 園芸推進課
第Ⅴ期計画における 県の改革の進め方		関係機関との連携強化などにより、生産者への制度加入啓発に努め、また団体に対し適正な資金管理・運営ができるように必要な助言又は指導を行うことで、経常収支の改善に取り組んでいきます。			

(1) 経営改善の目標

組織内における課題の明確化と、現状で出ている改善案に対する経営シミュレーションを実行する。その中から最も妥当性の高いものを目標として策定し、数値目標とスケジュールも踏まえた目標に落とし込む。またその取り組み計画を関係機関とも共有し、実行に向けた協力を得る。

(2) 改革スケジュール及び取組状況（令和3年度）

主体	改革スケジュール	取組状況
団体	<ul style="list-style-type: none"> ・制度未加入者の洗い出しを踏まえた加入促進（各JAの生産部会や品目別会議での説明）を実施する。 ・継続的な経費削減に取り組んでいく。 ・前年度検討した運営の見通しと改善策を基に、収支シミュレーションを踏まえた中長期経営計画を策定する。 ・中長期経営計画の策定に向け、経営改善に向けた関係機関との打合せを3回程度開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格補償制度のチラシを活用し、JA・生産法人を訪問し加入促進に努め、長ねぎと芹で新規予約申込が図られた。さらに第2次募集を行い、加入促進に努め予約数量の上積みを図った。 ・管理費等の削減では、従事職員の事務負担金、通信運搬費、印刷費の削減に取り組んだ。 ・収支シミュレーションを踏まえた年次別経営改善策（中長期経営計画）に基づき、従事職員の事務負担金、通信運搬費、印刷費の削減、また制度審議会ですり合わせと補給金交付時の事務負担金の改定を行った。 ・経営改善に向けた制度の見直し等について県との協議を行った（3回）。
県	当該法人の組織運営及び財務の改善に向けて、取組が着実に実行されるよう、打ち合わせを実施しながら適切な助言を行っていく。	経営の改善に向け制度の見直しや加入促進に関する検討を3回行ったほか、協会担当職員と密に連絡を取り合い、経営改善策への取組状況、今後の取組内容の確認を行うとともに助言を行った。

(3) 数値目標及び実績

項目	単位	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常収支	千円	△4,635	△5,728	△2,869	△3,424	△3,847	△3,541	△1,177	463
関係機関との検討会回数	回	3	4	4	4	12	6	3	3

(4) 公社等外郭団体経営評価委員会の意見

【令和2年2月】
 ○県は、国による収入保険制度及び協会が実施する青果物価格安定制度の今後の方向性を整理し、「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」において、県の園芸振興策における本制度の位置付け及び協会に期待する役割について、県としての中長期的ビジョンを明確に示すこと。また、県は協会が上記役割を十分に果たすことができるよう、積極的に指導・助言を行っていくこと。【県】
 ○協会は、県の上記ビジョンにおける役割を果たすため、県、JA全農みやぎ、JA等関係機関との意見調整を図りながら、協会としての中長期経営計画を策定し、毎年PDCAを実施して、更新していくこと。計画策定に当たっては、他県の状況を把握した上で、協会の現状を検証し、県の中長期的ビジョンを踏まえた協会及び本制度のあり方を検討すること。また、計画には、収支見通し、事業収益の増加、新規事業の開拓、経費削減、役職員の構成を含む効率的な事業運営のための組織体制づくりに関する内容を盛り込むこと。【団体】
 ○協会は、収支改善を図るために、上記関係機関と一丸となって早急に経営改善に向けた取組みを実施すること。特に収入増に向けた取組として、制度未加入者の洗い出し及び加入者へのアンケート実施等により現状を把握した上で、対象者の明確化、加入のメリットが的確に伝わる戦略的な周知活動、加えて制度の目的と加入者増加の効果を勘案した加入要件の緩和を検討し、加入者の増加に努めること。【団体】

(5) 特記事項